

令和7年度 第2回千葉県水道事業運営審議会

千葉県水道事業運営審議会 部会における意見のとりまとめ結果について

目 次

I はじめに

- ・ 第2回審議会の議題内容について…………… 3

II 部会の開催状況

- ・ 部会の開催状況…………… 5

III 部会での検討結果

1 今後の施設整備の進め方について

- 「今後の施設整備の進め方」と「料金引上げ幅18.6%の妥当性」に係る部会の意見のとりまとめ結果…………… 9

2 料金体系について

- 料金体系に係る部会での議論…………… 13
- 【別紙】 逡増度の緩和について…………… 14
- 「料金体系」に係る部会の意見のとりまとめ結果…………… 15

I はじめに

●令和7年5月29日の第1回千葉県水道事業運営審議会において、知事から「[今後の県営水道の料金水準と料金体系のあり方](#)」について諮問を受けたところである

●以下の①、②については、専門的な知見を有する学識経験者委員で構成する部会を設けて議論を行うこととした

①今後の施設整備の進め方と料金引上げ幅18.6%の妥当性（別冊p.2～p.17）

- ・今後の施設整備の進め方について、どのような手法、規模、スケジュールで進めていくのか
- ・料金の引上げ幅が、その施設整備の進め方に応じた適切なものになっているか

②料金体系の妥当性（別冊p.22～p.48）

- ・利用者間の負担配分が適正かどうか

Ⅱ 部会の開催状況

【第1回部会】

開催日時：令和7年7月2日(水)9時30分～11時30分

開催場所：千葉市中央区新千葉1-1-1 パリエ千葉7階 パリエホールRoomC

出席委員：滝沢委員(部会長)、宮崎委員、吉田委員、玉田委員

議 題：今後の施設整備の進め方について

(概要) 今回の料金引き上げの根本的な理由は、水道施設の更新・耐震化の費用の増加によるものである。今回の引き上げ幅18.6%が妥当かどうかを判断するには、今後、これら老朽化した水道施設の更新や、首都直下地震などの可能性も踏まえた防災対策をどう進めていくか(手法、規模、スケジュール)が最も重要であることから、「今後の施設整備の進め方」について議論を行った
第1回部会では終了しなかったため、議論は第3回部会に継続となった

【第2回部会】

開催日時：令和7年7月10日(木)10時～12時

開催場所：千葉市中央区長洲1-8-1 プラザ菜の花4階 中会議室「楨1」

出席委員：滝沢委員(部会長)、宮崎委員、石田委員、吉田委員、玉田委員

議 題：料金体系について

(概要) 仮に平均改定率18.6%を前提とした場合の、基本料金・従量料金の配分などについて事務局が示した複数のシミュレーションに基づき議論を行ったところ、逓増度※が上がることに異論が出たため、事務局に対し再検討を求めた

※逓増度…使用水量が多くなるほど1m³あたりの料金単価が段階的に高くなる(逓増料金制)度合を示す指標

【第3回部会】

開催日時：令和7年7月22日(火)9時30分～11時30分

開催場所：千葉市中央区新千葉1-1-1 ペリエ千葉7階 ペリエホールRoomC

出席委員：滝沢委員(部会長)、宮崎委員、石田委員、吉田委員

議題①：今後の施設整備の進め方・料金引上げ幅18.6%の妥当性・令和13年度から令和17年度までの収支見通し【試算】・料金体系に関する部会としての結論について

- (概要)
- ・第1回部会に引き続き、今後の施設整備の進め方の議論を行った
 - ・第2回部会で事務局に指示し提出のあった逡増度を緩和した料金体系について議論を行った
 - ・上記議題の4つの項目の妥当性等について議論を行い、最終的に結論を得た

議題②：第2回審議会への報告内容について

- (概要) 第1回～第3回部会における議論の結果を踏まえ、第2回審議会への部会の意見のとりまとめ結果(案)について議論を行った

Ⅲ 部会での検討結果

- 1 今後の施設整備の進め方と
料金引上げ幅18.6%の
妥当性について

9 「今後の施設整備の進め方」と「料金引上げ幅18.6%の妥当性」
に係る部会の意見のとりまとめ結果(1/3)

【県営水道をとりまく課題】

- ・ 高度経済成長期以降に集中的に整備した管路や施設が老朽化に伴う、更新需要の高まり
 - ・ 首都直下地震などの大規模な自然災害のリスクの高まり
 - ・ 技術職員の採用の困難化
- など

【部会の意見のとりまとめ結果】

- 事務局から「今後の施設整備の進め方」について、詳細・丁寧な説明があり、
 - ・ 「更新」については、水道施設における目標使用年数を定めて計画的に行うこと、
 - ・ 「耐震化」については、液状化による管路被害が特に想定される地域（湾岸埋立地域）に埋設された管路や、災害拠点病院・防災拠点の最重要給水施設につながる管路、処理能力の大きい浄水場等は、目標使用年数に捉われずに耐震化を行い、それ以外は、基本的に更新の時期に併せて耐震化を行うこと

という考え方について部会として了承した

更新の考え方 → 別冊p.3
耐震化の考え方 → 別冊p.4

- ただし、耐震化に関して委員から、「首都直下地震の可能性を踏まえ、特に大口径管路の耐震化について、令和8年度からの5年間で完成延長27km、令和13年度からの5年間で完成延長61kmとしているが、前半5年間に少しでも前倒しすべきではないか」との意見があった

「今後の施設整備の進め方」と「料金引上げ幅18.6%の妥当性」 に係る部会の意見のとりまとめ結果(2/3)

- これに対し、事務局からは、
 - ・完成延長ではなく着工延長（38km）で見れば妥当な数字（※）であり、かつ令和8年度からの5年間では、令和13年度からの5年間の完成延長61kmの達成に向けた計画策定や設計などの工事着手前の業務を行うものである
 - ・その上で、大口径管については、断水が生じないようバックアップ用の路線を設けた上で順序付けて更新を行ったり、1路線の管路延長が長いいため、接続・分岐する複数の路線との工事時期の調整が必要になるなど、工程調整が複雑になり時間を要するなどの特有の困難さがある
 との説明があり、スケジュール等を勘案すると、**単純に前倒しすることが難しいことは、部会としても理解した**
- 以上のことから、現在の状況下（現在の発注手法等）において、事務局が考えている**「今後の施設整備の進め方」については概ね妥当と判断した**
- 今回の料金引上げの根本的な理由は、支出の増であり、このうち水道施設の更新・耐震化の増加がほとんどを占めているため、今後は、これらをどう進めていくか(手法、規模、スケジュール)ということが最も重要であり、**料金引上げを考える上での前提となる。こうした「今後の施設整備の進め方」について妥当と判断したため、料金引上げ幅18.6%についても概ね妥当であると判断した**

※完成延長の比…(R8～R12)：(R13～R17)=27km：61km=1：2.3
着工延長の比…(R8～R12)：(R13～R17)=38km：55km=1：1.4

大口径管路の更新・耐震化の進め方 → 別冊p.8

令和8年度から令和12年度の収支見通し（料金改定率18.6%） → 別冊p.17

「今後の施設整備の進め方」と「料金引上げ幅18.6%の妥当性」 に係る部会の意見のとりまとめ結果(3/3)

- その上で、事務局に対し、今後、次の点についても不断の努力を行うよう要請した
 - ・施設整備については、将来的には、デザインビルドなどの新たな発注手法やウォーターPPP(※)などの官民連携を研究していくことで一層の工期短縮などを図ること

※水道や下水道といった水のインフラを行政と民間企業が協力して運営・維持・更新していく仕組み。通常の業務委託の範疇にとどまらない、「コンセッション方式」と「管理・更新一体マネジメント方式」の総称
 - ・国の国土強靱化実施中期計画や県の上下水道耐震化計画との整合性を図りながら進め、積極的に国庫補助金を確保し施設整備の促進を図ること
 - ・国土強靱化実施中期計画で使用されている「急所施設(※)」などの印象的な用語を用いることで利用者の耐震化への理解の促進に資することや、国の計画との整合性をとることで県の取組に対する信頼性を高めること

※その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失い、広範囲かつ長期的に影響(断水など)を及ぼす恐れのある最重要施設(取水施設・浄水施設・配水池・導水管・送水管)
 - ・令和13年度から令和17年度までの収支見通し(後述)等を考慮すると、令和13年度以降の料金水準については、今回の料金改定が実施された後、県営水道の経営状況などを踏まえながら、速やかに検証を進めること
- なお、令和13年度から令和17年度までの収支見通しについては、今後5年間は日本の現在の経済成長が確実に続くことが前提であり、さらに近年、国際・経済情勢が大きく変化する中で令和13年度以降も物価と賃金の上昇を見込んだ、かなり幅のある不確実性が高い試算となっているが、利用者には将来の経営環境を示すことは必要と考えることから、参考情報として審議会に報告することとした

令和13年度から令和17年度の収支見通し【試算】 → 別冊p.18~p.21

2 料金体系について

「料金体系」に係る部会での議論

●事務局の提示案

パターン①：「水道料金算定要領」に沿った案

➡ 小口径の改定率が大幅に上昇

事務局の提示案パターン①
→ 別冊p.32～ p.35

パターン②：基本料金割合の上昇幅を下げ（28.6%→26.5%）、小口径の改定率の上昇を抑えた案

なお、各口径の平均改定率の差を極力小さくするため、逓増度を若干上げている（現行4.64→4.66）

事務局の提示案パターン②
→ 別冊p.36～ p.39

●部会の意見

パターン② ➡ 基本料金割合の上昇幅を1.1ポイント（現行25.4%→26.5%）に留めることは了承。

一方、逓増度は緩和するべきとの意見があり、

逓増度を緩和するシミュレーションの提示を求めた。

└ 別紙「逓増度の緩和について」参照

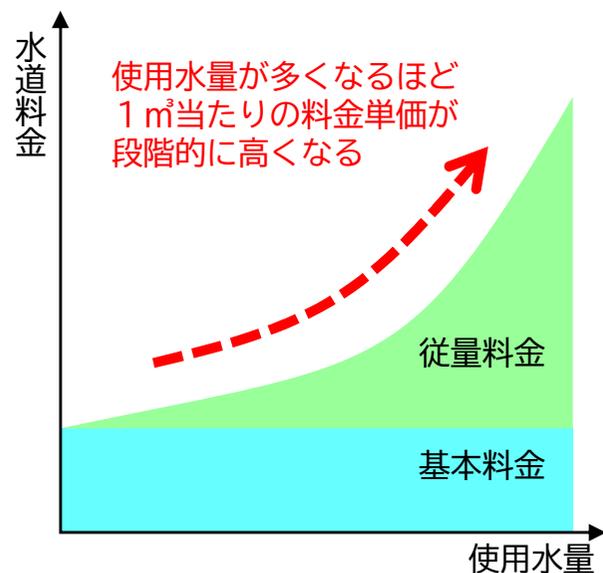
●事務局が再度提示した案 事務局の提示案パターン②-1 → 別冊p.40～ p.44

パターン②-1：パターン②を基に、口径ごとの平均改定率のバランスを欠かない程度（20%を超えないよう）に、従量料金表の低水量区分の改定率を高く、その分、高水量区分の改定率を低く設定し、逓増度を緩和した案

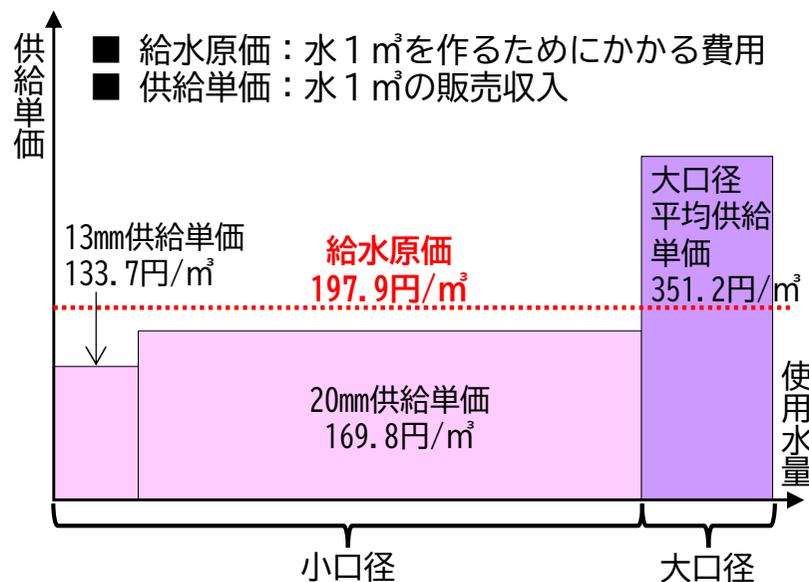
【別紙】 逓増度の緩和について

- 県営水道の料金体系は、使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金単価が段階的に高くなる**逓増料金制**となっている。【図1】
- 事務局から2つの料金体系案の提示があり、パターン①では、基本料金割合が3.2ポイント(現行25.4%→28.6%)と大きく上昇するものの小口径の改定率が高くなりすぎてしまい、パターン②では、基本料金割合の上昇幅を1.1ポイント(現行25.4%→26.5%)に留めることにより小口径の改定率を下げるものであった。ただしパターン②は、各口径の平均改定率の差を極力小さくするために従量料金の低水量区分を低めに設定したことにより、逓増度が上がるものであった。
- 部会としては、小口径への配慮のために**基本料金割合の上昇幅を1.1ポイントに留めることは了承した**。しかしながら、逓増度については、以下の理由により**緩和するべき**との意見があり、事務局に対し、**逓増度を緩和するシミュレーション**の提示を求めた。
 - ・ 小口径の供給単価が給水原価を下回っている【図2】こと
 - ・ 単身世帯の増加【図3】などに伴い、**低使用水量区分(1~10m³)の利用割合の増加が将来的に見込まれること**
 - ・ 従量料金は均一料金が原則とされ、逓増料金制はかつて給水量が右肩上がりだった時代に多量使用を抑制する目的で導入されたものであり、**人口減少などに伴う水需要の減少が将来的に見込まれる現状と合わなくなっていること**

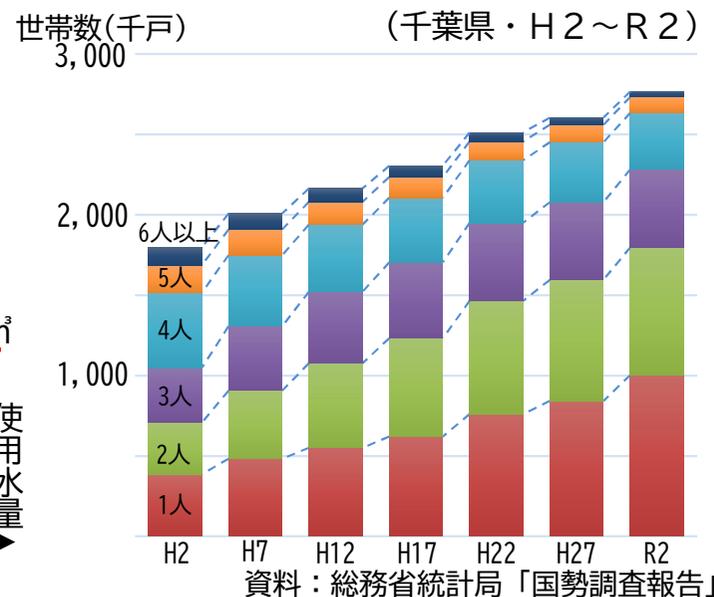
【図1】 逓増料金制のイメージ



【図2】 給水原価と供給単価 (R6決算見込)



【図3】 世帯人員別世帯数の推移



「料金体系」に係る部会の意見のとりまとめ結果

- 基本料金割合を高め、全ての利用者の料金改定率を同程度とし、逓増度を緩和した料金体系案であるパターン②-1は、概ね妥当であると考える
- 料金体系に係る諸制度については、その導入の目的や現在の状況などを鑑み、制度を維持することは妥当であると考える 「料金体系に係る諸制度」→別冊p.47～p.49
- なお、将来的には、単身世帯の増加など社会や家庭の変化にあわせて逓増度の緩和をさらに進めるなど、料金体系のあるべき姿について不断の研究を進める必要があると考える